

市街化区域編入地域の土地や家屋に都市計画税が課税されます

平成24年3月28日付けで都市計画決定が行われ、市内の市街化区域が拡大されました。

これを受け、拡大された地域の土地や家屋に対して平成25年度から固定資産税（税率1.4%）とあわせて、新たに都市計画税*（税率0.3%）が課税されます。

土地や家屋を所有している人は、5月中旬に送付する課税明細書（市街化の欄に「1」で表示）で確認できます。

【市街化区域に編入された地域】

次の各町の一部
相撲、加納、口分田、春近、小堀、大成亥、下坂中、寺田、高橋、田村
詳しくは市ホームページをご覧ください。

土地の評価と課税について

編入された地域の農地は、平成25年度から市街化農地として評価と課税を行います。

農地以外の土地は、評価方法に変更がないため次回評価替え（平成27年度）で市街化区域内の土地として評価額を見直します。

※都市計画税とは：市街化区域内に土地や家屋を所有している人が、その価格に応じて納める税金です。道路、公園などの都市計画事業に充てる目的の税です。

平成25年度固定資産評価額をご覧になれます

市内の土地や家屋の平成25年度固定資産評価額を3月末で決定します。

今回新たに決定するものは、平成24年中に▽地価が下落している宅地比準地（宅地、雑種地など）▽現況に変更があった土地▽市街化区域に編入された地域の農地▽完成した新増築家屋などです。

これらの固定資産の平成25年度評価額を記載した「土地価格等縦覧帳簿」、「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおりご覧になれます。

【期間】

4月1日（月）～5月31日（金）の平日のみ
8時30分～17時15分（木曜日は19時まで）

【場所】

税務課（別館1階）、北部振興局・各支所福祉生活課

【ご覧になれる人】

- ・長浜市の固定資産税納税者
- ・納税者と同一世帯の人
- ・納税者の委任を受けた人（委任状が必要です）
- ※土地の固定資産税の納税者は「土地価格等縦覧帳簿」のみ、家屋の固定資産税の納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」のみをご覧ください。

【持ち物】

本人確認ができるもの（運転免許証、保険証など）

※市内に土地や家屋を所有している人は、5月中旬に送付する課税明細書でもご確認いただけます。

問 税務課資産税グループ（☎65-6523）

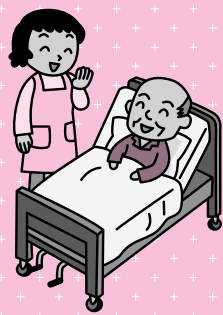
衛生材料支給の申請を受付中です

寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に気持ち良くすごしていただけるように、紙おむつ等支給券を交付します。

サービスが受けられるのは、次の1～5のすべてに該当する人です。

- 次のいずれかに当てはまる人
 - ア 要介護3、4、5の認定を受けている
 - イ 身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級の交付を受けている（3歳以上）
 - ウ 療育手帳A1またはA2の交付を受けている（3歳以上）
- 申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていない人
- 常時おむつが必要で、現に使用している人
- 平成23年分（7月以降に申請する場合は平成24年分）の所得税が非課税の世帯の人
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

注 施設に入所している人や、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人は除きます。



【支給内容】

1枚4500円の支給券を申請月の翌月から平成25年9月までの月数分交付します。（紙おむつ、おむつパッド、おむつカバーと交換できます。）

※要介護3以上の認定やしょうがいの手帳の交付を受けた人で、衛生材料が必要な人は、随時相談ください。

【受付窓口・問合せ先】

- 要介護認定を受けている人
高齢福祉介護課
（☎65-7789）
 - しょうがいのある人
しょうがい福祉課
（☎65-6518）
- 北部振興局・各支所福祉生活課では一括して受付します。

訪問理美容サービスをご利用ください

在宅で生活しているしょうがいのある人や、寝たきり等の高齢者に自宅訪問による理美容サービスを実施します。

サービスが受けられるのは、3月1日現在で、次の1～4のすべてに該当する人です。

- 次のア～ウのいずれかを満たす人
 - ア 65歳以上で要介護4、5の認定を受けている人
 - イ 次のいずれかに当てはまる人のみの世帯の人
 - （あ）身体障害者手帳（肢体不自由・視覚・内部）1級または2級の交付を受けている
 - （い）療育手帳A1またはA2の交付を受けている
 - （う）精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている
 - （え）65歳未満で要介護4、5の認定を受けている
 - 人がすべて65歳以上
 - 平成24年9月から平成25年2月の間に3か月以上在宅で生活していた人
 - 平成23年分の所得税が非課税の世帯の人
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券（散髪のみ）を1枚交付します。（9月末まで利用可）

※利用する理美容店を申請時に選んでいただきます。

【自己負担額】
4500円（利用料の1割）

【受付期間】

3月15日（金）～3月29日（金）

【受付窓口・問合せ先】は、上記と同じです。

～後期高齢者医療に加入中の人へ～

保険料は納期限内に納めましょう

保険料納付の期限を過ぎると、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。また、未納が続くと有効期限が短い被保険者証を交付することもあります。納期限内に納付してください。

なお、後期高齢者医療の保険料は、原則年金から天引きされますが、75歳になった時など年金天引きとされない場合があります。その際は、納付書等による納付が必要です。

納め忘れを防ぐためには、口座振替が便利です。ぜひ、口座振替をご利用ください。

※国民健康保険等で口座振替をしていた人も、あらためて申込みが必要です。自動的には継続されませんのでご注意ください。

問 保険医療課（☎65-6527）、北部振興局・各支所福祉生活課

子ども達のより良い学びのために

「長浜の未来を拓く教育検討委員会」では、市内の県立学校のあり方について話し合い、県および県教育委員会への提言を行うとともに、これからの教育・人材育成のあり方について検討を進めています。

2月22日に開催しました第15回会議の結果についてお知らせします。

- これまでの取組経過および再編計画の策定について報告しました
- 再編計画の実施に関する要望について議論しました

なお、今回の会議をもって高校再編に関する検討は一区切りとし、次年度からは、長浜の未来を切り拓き、支える人材の育成に目標をおき、「子育て・子育ち」の両面での教育環境づくりについて検討する予定です。

※県および県教育委員会への提言やこれまでの委員会資料、議事録は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。



問 企画政策課（☎65-6505 Eメールkikaku@city.nagahama.lg.jp）